

## 平成29年度 三朝町社会福祉協議会事業計画

### 〔1〕基本方針

社会福祉法人改革による組織経営の管理体制、事業運営の透明性や財務規律の強化など、社会福祉法人として適正な組織・事業運営を図ります。さらに、社会福祉法人の責務として規定された「地域における公益的な取組み」については、県社協が基幹となって県下の社会福祉法人に呼びかけて実施する「えんくるり事業（生計困難者に対する相談支援事業）」に参加して、既存の制度では対応できない生計困難者への支援活動を実施します。

従来から取り組んできた高齢者の閉じこもり・介護予防活動については、介護保険制度改正に伴い平成29年度から町が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」の生活支援コーディネーターやサロン活動を受託実施し、町と連携して活動の充実強化に努めます。

また、昨年度策定した「第7次地域福祉活動計画」に基づいて、町民のみなさんをはじめ関係機関等と協働して、小地域を基盤とした地域福祉活動を推進し、「誰もが安心して暮らせるまち」の実現に努めます。

一方財政面では、介護サービス部門における全般的な利用者の減少により、事業収入が大幅に減収となったことで当該事業をはじめ社協全体の財政運営が非常に厳しい状況にあり、財政の健全化と合せて社協事業の方向性を来年度に向けて早急に検討します。

### 〔2〕重点事項

1. 小地域福祉活動の取り組み強化
2. 相談支援活動の推進
3. 介護保険事業の健全経営

### 〔3〕実施計画

#### 【総務係】

法令等を順守して、適正な社会福祉法人運営を図ります。

本年度、新規に受託する生活支援コーディネーターの設置・一般介護予防サロン事業（町委託）、生活困窮者自立支援事業（県委託）における主任相談支援員の設置などにより、地域福祉活動・相談支援活動の充実に努めます。また、正規職員を1名新規採用してその実施体制の強化を図ります。

また、指定管理者として公共施設としての町立福祉センターの適切な管理運営に努めます。

#### （1）法人運営

- ①理事会・評議員会・監事会の開催

- ②人事・労務管理
- ③適正な会計事務、庶務全般
- ④会費、寄附金の収受

## (2) 広報啓発活動の推進

- ①広報誌「福祉みささ」の発行（全戸配布）
- ②福祉座談会の開催…開催集落、内容の充実による参加者の拡大促進  
町との連携による広報啓発活動の推進
- ③福祉まつりの開催…住民参加の促進
- ④福祉大会の開催
- ⑤ホームページの活用と充実《新規》

## (3) 地域福祉活動の推進

- ①小地域ネットワークの充実
  - ◇集落福祉連絡会の推進《新規》…ニーズの発見と要支援者の見守り促進
  - ◇愛の輪運動の推進…一人暮らし後期高齢者への訪問員配置促進  
関係者と連携した状況把握と運動の充実
  - ◇救急医療情報キットの配布・活用…広報の強化とキット配布の推進
  - ◇福祉関係者合同研修会の開催（年1回）
- ②高齢者の閉じこもり・介護予防、生きがいづくり事業の推進
  - ◇地区別高齢者交流会の開催（9地区、各地区月1回）
- ③生活支援コーディネーターの配置《新規》（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）
  - ◇サービスの開発、関係者のネットワークの構築を推進
- ④サロン事業の推進《新規》（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）
  - ◇地区別いきいき元気サロンの充実
  - ◇集落サロンの開催促進
  - ◇既存集落サロンの支援
- ⑤日常生活自立支援事業の推進（県社協委託）
- ⑥生活困窮者自立支援事業の推進（県委託）
  - ◇事業推進体制の整備とニーズ把握の強化…主任相談支援員の配置
- ⑦配食サービスの実施
  - ◇ボランティア配食サービス（週1回、昼食を配食）
- ⑧生活福祉資金の貸付
- ⑨福祉体験等の実施
  - ◇車イス体験・アイマスク体験・デイサービス交流
  - ◇夏休みボランティアスクールの開設（小学5・6年生、中学生）
- ⑩相談事業の推進
  - ◇定例相談所の開設（月1回行政相談開設）

◇事務局での随時相談受付…相談員、関係機関と連携した問題解決の促進

◇相談員研修の実施

⑪福祉教育の推進…福祉教育推進校連絡会の開催

中学生トライワークへの協力

⑫福祉関係団体の支援

◇事務局を担当する福祉団体…老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会

知的障害者育成会、精神障害者家族会、遺族連合会

⑬祭壇・レクリエーション用具等の貸出事業

⑭初盆家庭慰霊事業

#### (4) ボランティアセンター事業

①ボランティア連絡協議会の開催

②ボランティア講座の開設

③介護支援ボランティア事業の推進（町委託）

◇ボランティア・活動施設等の募集と連絡調整

④ボランティアコーディネーターの養成（県社協養成講座の受講）

#### (5) 福祉センターの管理運営

指定管理者（平成27～29年度）として、適正な施設管理と利用促進を図ります。

#### (6) 共同募金活動への協力（共同募金委員会）

### 【居宅介護支援係】

関係機関等との連携を強化して、利用者、家族の立場に立って在宅生活を支援します。

#### (1) ケアプランの作成

#### (2) 町委託事業の推進

①訪問調査の実施

②介護予防プランの作成

### 【ホームヘルプ係】

サービスの向上、利用者の増員に努め、事業経営の改善を図ります。

#### (1) 訪問介護事業の実施

#### (2) 介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス）の実施

#### (3) 障害者居宅介護事業の実施

(4) 外出支援サービスの実施 (町委託)

(5) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業の実施 (県補助)

#### 【デイサービス1係】

サービスの改善による利用者満足度の向上や積極的な事業所PRに努め、新規利用者の獲得を図ります。

(1) 通所介護事業の実施

(2) 介護予防・生活支援サービスの実施

- ①通所型サービス
- ②運動器機能向上事業

(3) 配食サービス事業の実施

◇週6回、夕食を配達。生活支援と安否確認を実施。

- ①町委託配食サービス
- ②社協配食サービス

#### 【デイサービス2係】

ニーズへの柔軟な対応に努め、利用者の社会参加を促進して利用者・家族の在宅生活を支援します。

(1) 障害者地域支援事業の実施 (町委託)

- ①日中一時支援事業